

認知症の人が損害を負わせてしまったら……、に備えます。

○買い物中に、商品を壊してしまった



○自転車で歩行者にぶつかり、けがをさせてしまった



○誤って線路に立ち入ったことにより、電車を運行不能にしまった



杵築市認知症高齢者等個人賠償責任保険

～令和6年12月開始～

認知症高齢者等個人賠償責任保険とは？

日常生活に起因する偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に対して、保険金を受け取ることができる保険です。

どのような事故のときに補償されますか？

毎日の生活の中で起きた偶然な事故により、相手方の治療費や修理費等を支払わなければならない場合、賠償金等が補償されます。

この保険は、ご本人やご家族の方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする保険です。前記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

また、被害者側に過失がある場合などは、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。

誰が加入できますか？

次の①～⑤すべてに該当する方が対象です。

①本市の住民基本台帳に登録がある ②市内に居住している ③杵築市認知症高齢者等見守り SOS ネットワークに登録している ④認知症の診断を受けている、又は認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡa 以上 ⑤在宅生活を送っている（施設に入所していない）

加入するのにお金はいくらかかりますか？

保険加入の保険料は、全額市が負担します。

加入に必要な手続きは？

申請書を市に提出してください。保険加入の適否を決定し、通知します。

補償上限額はいくらですか？

本事業の補償上限額は、1 億円です

本人の状況が変わったときは？

死亡や転出、施設に入所した等、申請時の状況に変化があった場合は、市担当窓口に変更届を提出してください。

事故が発生した場合はどうしたらいいですか？

開庁時は、医療介護連携課 介護保険係 TEL 0 9 7 7 - 7 5 - 2 4 0 4（課直通）、
閉庁時は、山香庁舎 TEL 0 9 7 7 - 7 5 - 1 1 1 1（代表）へご連絡ください。

担当:杵築市 医療介護連携課 介護保険係 TEL0977-75-2404(課直通)